第十二条の十一　施行規程第百六十四の十一の規定は地方職員共済組合の団体組合員に係る返還金債権への充当について、施行規程第百六十五条の規定は地方職員共済組合の団体組合員に係る書類の保存期限について、施行規程第百六十七条第二項の規定は地方職員共済組合の団体組合員に係る事業報告書について、施行規程第百六十八条から第百七十一条までの規定は地方職員共済組合の団体組合員に係る業務及び財産の状況の監査について、施行規程第百七十四条（第一項第三号を除く。）の規定は団体組合員に係る請求書等の証明について、施行規程第百七十八条の二の規定は地方職員共済組合の団体組合員に係る継続長期組合員となつた者の資格取得の届出等について、施行規程第百八十七条から第百九十条までの規定は地方職員共済組合の団体組合員に係る電子情報処理組織による申請等について準用する。この場合において、施行規程第百六十四条の十一中「法第八十三条」とあるのは「法第百四十四条の三第二項の規定により読み替えられた法第八十三条」と、施行規程第百七十四条中「所属機関」とあるのは「団体」と読み替えるものとする。

［２　略］

附　則

（地方の組合の経過的長期給付に係る財務の特例）

第四条　［略］

［２　略］

３　第九条、第十条及び第十一条の三第一項の規定は、第一項に規定する経過的長期経理について準用する。この場合において、同条第一項中「厚生年金保険給付及び退職等年金給付」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付」と、「厚生年金保険経理及び退職等年金経理」とあるのは「経過的長期経理」と読み替えるものとする。

第四条の二　［略］

［２　略］

３　第九条、第十条、第十一条の五の二、第十一条の十の二及び第十一条の十の三並びに施行規程第二章第二節（第六条から第七条の二まで、第十二条第一項、第十二条の三、第十四条、第五十八条第一項及び第二項、第六十五条、第六十六条、第六十九条から第七十一条まで、第七十二条第一項及び第二項、第七十三条から第八十三条の三まで並びに第八十五条から第八十八条までを除く。）の規定は、第一項に規定する経過的長期給付調整経理について準用する。この場合において、第十一条の五の二中「厚生年金保険給付調整経理及び退職等年金給付調整経理」とあるのは「経過的長期給付調整経理」と、第十一条の十の二の見出し中「退職等年金給付調整経理」とあるのは「経過的長期給付調整積立金」と、同条中「退職等年金給付調整経理」と、「退職等年金給付調整積立金」とあるのは「経過的長期給付調整積立金」と、「経過的

第十二条の十一　施行規程第百六十五条の規定は地方職員共済組合の団体組合員に係る書類の保存期限について、施行規程第百六十七条第二項の規定は地方職員共済組合の団体組合員に係る事業報告書について、施行規程第百六十八条から第百七十一条までの規定は地方職員共済組合の団体組合員に係る業務及び財産の状況の監査について、施行規程第百七十四条（第一項第三号を除く。）の規定は団体組合員に係る請求書等の証明について準用する。この場合において、施行規程第百七十四条中「所属機関」とあるのは「団体」と読み替えるものとする。

［２　同上］

附　則

（地方の組合の経過的長期給付に係る財務の特例）

第四条　［同上］

［２　同上］

３　第十一条の三第一項の規定は、第一項に規定する経過的長期経理について準用する。この場合において、同条第一項中「及び退職等年金給付」とあるのは「、退職等年金給付及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付」と、「及び退職等年金経理」とあるのは「、退職等年金経理及び経過的長期経理」と読み替えるものとする。

第四条の二　［同上］

［２　同上］

３　第九条、第十条、第十一条の五の二、第十一条の十の二及び第十一条の十の三並びに施行規程第二章第二節（第六条から第七条の二まで、第二十五条第一号、第三号、第四号、第六号及び第七号、第六十五条、第六十六条並びに第八十三条から第八十三条の三までを除く。）の規定は、第一項に規定する経過的長期給付調整経理について準用する。この場合において、第十一条の五の二中「及び退職等年金給付調整経理」とあるのは「、退職等年金給付調整経理及び経過的長期給付調整経理」と、第十一条の十の二の見出し中「退職等年金給付調整積立金」とあるのは「経過的長期給付調整積立金」と、同条中「退職等年金給付調整経理」とあるのは「経過的長期給付調整経理」と、「退職等年金給付調整積立金」とあるのは「経過的長期給付調整積立金等資金（令第二十一条の三の規定